

常陽ダイレクトバンキング利用規定の改定について

アクセスジェイにおける「住所・電話番号の変更」「円定期預金のお取引」「公共料金口座振替のお申込み」の終了に伴い、2024年8月19日（月）付で以下の通り改定いたします（終了するメニューに関する記載を削除いたします）。

改定前	改定後
第1条 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」とは 1. 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」（以下「アクセスジェイ」といいます）とは、契約者がパソコンやモバイル機器等を通じて、インターネットにより当行に次の取引の依頼を行い、当行がそのサービスを行うサービスを行います。 口座情報（残高・入出金明細等）の照会、振替・振込取引、 定期預金取引 、外貨預金取引、投資信託取引、ローン取引（明細照会・一部繰上返済等）、 住所変更届出 、 公共料金預金口座振替の申込 、税金・各種料金払込み等	第1条 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」とは 1. 常陽ダイレクトバンキング「アクセスジェイ」（以下「アクセスジェイ」といいます）とは、契約者がパソコンやモバイル機器等を通じて、インターネットにより当行に次の取引の依頼を行い、当行がそのサービスを行うサービスを行います。 口座情報（残高・入出金明細等）の照会、振替・振込取引、外貨預金取引、投資信託取引、ローン取引（明細照会・一部繰上返済等）、税金・各種料金払込み等
第4条 取引指定口座の届出 1. 代表口座と関連口座は、アクセスジェイの資金移動取引（振替・振込取引、 定期預金取引 、外貨預金取引、投資信託取引）において、支払口座および入金口座として利用することができます。（以下略）	第4条 取引指定口座の届出 1. 代表口座と関連口座は、アクセスジェイの資金移動取引（振替・振込取引、外貨預金取引、投資信託取引）において、支払口座および入金口座として利用することができます。（以下略）
第6条 関連口座 （1）定期預金口座は通帳式定期預金口座に限ります。なお、積立式定期預金口座は登録できません。	第6条 関連口座 （1）定期預金口座は通帳式定期預金口座に限ります（ 照会サービスのみ利用できます ）。なお、積立式定期預金口座は登録できません。
第17条 定期預金取引 1. 内容 契約者はアクセスジェイにより、関連口座として届出の定期預金口座について、次のとおり、定期預金の作成・解約（満期日を経過した定期預金の支払を含みます）・解約予約・満期日取扱条件変更の依頼を行うことができます。（以下略）	（第17条は記載削除）
第21条 公共料金預金口座振替の申込 1. 内容 契約者はアクセスジェイにより、代表口座ま	（第21条は記載削除）

たは関連口座に届出の普通預金口座を自動引落口座とした公共料金の支払に関する預金口座振替契約の申込をすることができます。（以下略）	
第27条 届出事項の変更等 1. 契約者は、代表口座または関連口座について、印章、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに当行所定の書面によって取引店に届出するものとします。代表口座または関連口座について、住所・電話番号の変更については、各種預金規定およびその他の取引規定にかかわらず、アクセスジェイにより届出を行うことができます。 2. 契約者の取引内容によっては、アクセスジェイによる住所変更取引の受付ができません。この場合、取引店店頭または郵送にて手続きを行うものとします。 3. アクセスジェイによる住所変更取引は、原則として受付日の翌々営業日に実施します。	第25条 届出事項の変更等 1. 契約者は、代表口座または関連口座について、印章、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに当行所定の方法によって届出するものとします。
第28条 取引内容の確認 （1）アクセスジェイにより行った取引内容の照会は、公共料金預金口座振替申込および住所変更など一部の取引を除き、アクセスジェイにより確認することができます。今後、利用可能な取引が追加される場合も、原則として同様とします。	第26条 取引内容の確認 （1）アクセスジェイにより行った取引内容の照会は、一部の取引を除き、アクセスジェイにより確認することができます。今後、利用可能な取引が追加される場合も、原則として同様とします。